

令和6年度 和歌山平野農地防災事業
岡崎排水路第1工区工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
和歌山平野農地防災事業所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	令和6年度 和歌山平野農地防災事業 岡崎排水路第1工区工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和7年5月）」 （URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、岡崎排水路を改修するものである。	
2 工事場所	和歌山県和歌山市西地内他	
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L=433.39m 施工始点 測点No.5 施工終点 測点No.26+13.39 内訳 アンダードレーン工 L=384.0m 表面被覆工 A=3163.0㎡ 仮設工 1式	
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。なお、工事数量表の備考欄に「概」と表記しているものについては、概算数量であり、施工実績に基づき設計変更の対象とする。	
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和7年10月2日から令和8年3月10日まで （余裕期間：契約締結の日から令和7年10月1日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日として、雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。	

項 目	内 容	摘 要																		
2 寒中コンクリート	1) 本工事におけるコンクリート工事の施工に当たって、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」は想定していない。 2) 気象状況により寒中コンクリートの施工を行う必要がある場合は、監督職員と協議の上、養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-6に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。																			
3 工程制限	岡崎排水路は、非かんがい期（10月1日～5月31日）でなければ工事できない。																			
4 工事を施工しない日	原則、土曜日、日曜日、大型連休及び年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																			
5 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時30分から午前8時までとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																			
第4章 現場条件																				
1 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。																			
2 第三者に対する措置	1) 騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2) 特に住宅隣接箇所における構造物の取り壊し等に際しては、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。 3) 工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、監督職員が示す様式（騒音測定一覧表及び振動測定一覧表）により、速やかに監督職員に提出しなければならない。 なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議するものとする。																			
(1) 騒音、振動対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>騒音レベル測定</th><th>振動レベル測定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定方法</td><td>特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）</td><td>振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）</td></tr> <tr> <td>基準値</td><td>85dB</td><td>75dB</td></tr> <tr> <td>測定日数</td><td colspan="2">工事着手前1日、工事実施中 各1日</td></tr> <tr> <td>測定地点</td><td>工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。</td><td>工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。</td></tr> <tr> <td>測定時間等</td><td>午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。</td><td>午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。</td></tr> </tbody> </table>		騒音レベル測定	振動レベル測定	測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）	基準値	85dB	75dB	測定日数	工事着手前1日、工事実施中 各1日		測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	測定時間等	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。	
	騒音レベル測定	振動レベル測定																		
測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）																		
基準値	85dB	75dB																		
測定日数	工事着手前1日、工事実施中 各1日																			
測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。																		
測定時間等	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。																		
(2) 境界対策	本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、																			

項 目	内 容	摘 要															
	十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。																
(3) 営農対策	本工事の隣接農地における営農に支障が出ないよう配慮しなければならない。																
(4) 現場内への立入制限等	安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。																
(5) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																
	<table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th><th>備 考</th></tr><tr><td>市道神前吉礼線から工事箇所への進入道路（工事用道路出入口）</td><td>1 人/日</td><td>昼間</td><td>無</td><td>土砂・資機材搬出入時</td></tr><tr><td>市道神前吉礼線から工事箇所への進入道路（工事用道路出入口）</td><td>2 人/日</td><td>昼間</td><td>無</td><td>仮設進入路施工時（片側交互通行時）</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備 考	市道神前吉礼線から工事箇所への進入道路（工事用道路出入口）	1 人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時	市道神前吉礼線から工事箇所への進入道路（工事用道路出入口）	2 人/日	昼間	無	仮設進入路施工時（片側交互通行時）	
配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備 考													
市道神前吉礼線から工事箇所への進入道路（工事用道路出入口）	1 人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時													
市道神前吉礼線から工事箇所への進入道路（工事用道路出入口）	2 人/日	昼間	無	仮設進入路施工時（片側交互通行時）													
(6) 交通対策	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は、主要資材及び土砂の搬入出等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。 工事現場周辺の一般道路について、工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。																
(7) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。																
(8) 防塵対策	防塵対策として工事用道路の散水は計画していないが、必要と想定される場合は、監督職員と協議するものとする。																
(9) 濁水処理対策	本工事の施工に伴い発生する汚濁水の処理について、沈殿対策等の処理が必要となった場合には、監督職員と協議のうえ適正な処理を行うものとする。																
(10) 関係機関との調整	1) 道路協議 工事用道路の乗り入れ部については、道路管理者である和歌山県警察と協議中であり、令和 7 年 9 月頃協議成立予定である。																
(11) 地上地下施	1) 受注者は、共通仕様書第1編3-2-2の 1（2）に示すとおり架空線等の上空施設の																

項 目	内 容	摘 要																								
設に対する安全対策	調査を行い、監督職員に報告するものとし、架空線等上空施設の下を工事用車両等が通過する箇所では、高さ制限を確認する安全対策施設（簡易ゲート）の設置を行うものとする。ただし、安全対策施設について施工計画上的対策が不要な場合はこの限りではない。 なお、架空線等の安全対策に要する誘導員の配置や架空線の防護管を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 2）受注者は、地下埋設物の埋設状況について関係機関の他、設計図書や監督職員からの情報を把握するものとする。なお、埋設物周辺では慎重な施工を行うものとする。また、新たに地下埋設物を発見した場合は共通仕様書第1章1－1－36に基づき監督職員に報告するものとする。 なお、円滑な施工を行うために試掘調査が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。																									
3 調査	現場で発生する掘削土について、土壌検査を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。 1）試料採取位置については別途監督職員より指示する。 2）検査区分は「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（県条例） (https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hasseido/index_d/fil/nkijyun.pdf 参照) 」に適合するものとする。																									
4 照査	共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。																									
第5章 指定仮設																										
1 工事用地等	1）本工事に必要な借地範囲は別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地範囲に資材置場等を設置するものとする。 2）耕地上に資材置場及び工事用道路造成等の盛土を行う場合は、土木シートを敷設するものとし、シート撤去時に盛土材等が耕地に飛散し復旧後の営農に支障を与えることのないよう、盛土の材料には良質な材料を使用するものとする。 3）工事用地等の使用に先立ち、借地用地及び借地用地に近接する部分の地盤高さを10mメッシュの頻度で計測するものとし、測定した箇所は座標にて管理し、測定結果を監督職員に報告するものとする。 4）工事用地等については、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。																									
2 水替工	1）本工事における水替工は、次のとおり想定している。 <table><tr><th>場所</th><th>想定排水量</th><th>排水方法</th><th>備 考</th></tr><tr><td>No. 5付近</td><td>Qmax=6m³/hr未満</td><td>作業時排水</td><td>掘削時の湧水 下地処理に伴う排水</td></tr><tr><td>No. 9付近</td><td>Qmax=6m³/hr未満</td><td>作業時排水</td><td>掘削時の湧水 下地処理に伴う排水</td></tr><tr><td>No. 15付近</td><td>Qmax=6m³/hr未満</td><td>作業時排水</td><td>掘削時の湧水 下地処理に伴う排水</td></tr><tr><td>No. 21付近</td><td>Qmax=6m³/hr未満</td><td>作業時排水</td><td>掘削時の湧水 下地処理に伴う排水</td></tr><tr><td>No. 23付近</td><td>Qmax=6m³/hr未満</td><td>作業時排水</td><td>掘削時の湧水 下地処理に伴う排水</td></tr></table>	場所	想定排水量	排水方法	備 考	No. 5付近	Qmax=6m³/hr未満	作業時排水	掘削時の湧水 下地処理に伴う排水	No. 9付近	Qmax=6m³/hr未満	作業時排水	掘削時の湧水 下地処理に伴う排水	No. 15付近	Qmax=6m³/hr未満	作業時排水	掘削時の湧水 下地処理に伴う排水	No. 21付近	Qmax=6m³/hr未満	作業時排水	掘削時の湧水 下地処理に伴う排水	No. 23付近	Qmax=6m³/hr未満	作業時排水	掘削時の湧水 下地処理に伴う排水	
場所	想定排水量	排水方法	備 考																							
No. 5付近	Qmax=6m³/hr未満	作業時排水	掘削時の湧水 下地処理に伴う排水																							
No. 9付近	Qmax=6m³/hr未満	作業時排水	掘削時の湧水 下地処理に伴う排水																							
No. 15付近	Qmax=6m³/hr未満	作業時排水	掘削時の湧水 下地処理に伴う排水																							
No. 21付近	Qmax=6m³/hr未満	作業時排水	掘削時の湧水 下地処理に伴う排水																							
No. 23付近	Qmax=6m³/hr未満	作業時排水	掘削時の湧水 下地処理に伴う排水																							

項 目	内 容	摘 要								
	2) 受注者は、現場での湧水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るものとする。 3) ポンプ等による排水先は、既設水路を想定しているが、濁水等による処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 高圧洗浄工施工時の排水は、懸濁液を沈殿処理したのち細粒分のない上水を工区外に排出するものとする。									
3 仮締切工	図面に示す既設水路の仮締切工について、止水が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。また、工事期間中の点検、補修、維持管理及び施工完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。									
4 建設発生土 (1) 土取場	1) 土取場は、図面に示す個所とし、その名称、採取予定量は次のとおりである。 <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>搬入量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>関戸支線第 2 工区工事仮置場</td><td>和歌山市和佐関戸地内</td><td>800m3</td><td>令和 7 年10月か ら令和 7 年11月</td></tr></table> 2) 本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。	名称	所在地	搬入量	備 考	関戸支線第 2 工区工事仮置場	和歌山市和佐関戸地内	800m3	令和 7 年10月か ら令和 7 年11月	
名称	所在地	搬入量	備 考							
関戸支線第 2 工区工事仮置場	和歌山市和佐関戸地内	800m3	令和 7 年10月か ら令和 7 年11月							
第6章 工事用地等										
1 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。									
2 工事用地等の使用及び返還	1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。 2) 受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。 3) 受注者は、使用条件に基づき必要な措置を講じたあと、監督職員及び土地の所有者の立会いのもと、土地使用補償契約に定める期間内に工事用地の返還を行うものとする。 なお、監督職員から要請があった場合は、「土地返還引受書」の徴取に協力するものとする。 4) 受注者は、工事用地の返還後、土地の所有者等から原形復旧について苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、誠意を持って対応するものとする。									
3 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。									
第7章 工事用電力	本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。									
第8章 工事用材料										
1 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。 1) 石材及び骨材									

項 目	内 容	摘 要																																															
	クラッシュラン C-40 単粒度碎石 4号 2) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>W/C (%)</th><th>セメントの種 類による記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>底版コンクリート</td></tr></table> ※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。 3) プライマー プライマーは、下表の品質規格を満足するものとする。 <table><tr><th>品 質 管 理</th><th>試 験 方 法</th><th>規 格 値</th></tr><tr><td>付着強度</td><td>JSCE -K531 (-2013)</td><td>1.5N/mm²以上 (多湿条件)</td></tr><tr><td>打設有効時間</td><td></td><td>3 時間</td></tr></table> 4) 表面被覆材 (無機系) 表面被覆工で使用する材料は、下表の品質規格を満足する繊維混入ポリマーセメント系モルタル又は同等品以上を使用するものとする。 <table><tr><th colspan="2">試 験 方 法 等</th><th>規 格 値</th></tr><tr><td>促進中性化試験</td><td>JIS A 1153 促進期間 4週間</td><td>中性化深さ 5mm以下 (中性化速度係数18mm/√年以下)</td></tr><tr><td>付着強度試験</td><td>JSCE-K 561 水中条件における養生条件： 供試体作成後、温度20±2℃、 相対湿度60±10% 7日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数10サイクル</td><td>各試験条件における付着強度 標準条件：1.5N/mm²以上 多湿条件：1.5N/mm²以上 低温条件：1.5N/mm²以上 水中条件：1.0N/mm²以上 乾湿繰り返し条件：1.0N/mm²以上 温冷繰り返し条件：1.0N/mm²以上</td></tr><tr><td>圧縮強度試験</td><td>JSCE-K 561 (28日養生)</td><td>21.0 N/mm²以上</td></tr><tr><td>長さ変化率試験</td><td>JIS A 1129 供試体作成時及び脱型後の養生 条件：温度23±2℃、湿度50±5%</td><td>2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下</td></tr><tr><td>摩耗深さ</td><td>表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢28日、10時間経過後)</td><td>標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.5以下、 HPFRCC：2.5以下</td></tr><tr><td>凍結融解試験</td><td>JIS A 1148 (A法) 試験条件：凍結融解300サイクル</td><td>相対動弾性係数85%以上</td></tr><tr><td>粗度係数</td><td></td><td>0.012以下</td></tr></table> 5) その他 土木安定シート (引張強度980N/5cm) 吸出し防止材 (引張強度9.8KN/m) 6) 管材 硬質ポリ塩化ビニル有孔管 (VU) 7) 木材	種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの種 類による記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	40	65 以下	BB	底版コンクリート	品 質 管 理	試 験 方 法	規 格 値	付着強度	JSCE -K531 (-2013)	1.5N/mm ² 以上 (多湿条件)	打設有効時間		3 時間	試 験 方 法 等		規 格 値	促進中性化試験	JIS A 1153 促進期間 4週間	中性化深さ 5mm以下 (中性化速度係数18mm/√年以下)	付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件： 供試体作成後、温度20±2℃、 相対湿度60±10% 7日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数10サイクル	各試験条件における付着強度 標準条件：1.5N/mm ² 以上 多湿条件：1.5N/mm ² 以上 低温条件：1.5N/mm ² 以上 水中条件：1.0N/mm ² 以上 乾湿繰り返し条件：1.0N/mm ² 以上 温冷繰り返し条件：1.0N/mm ² 以上	圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28日養生)	21.0 N/mm ² 以上	長さ変化率試験	JIS A 1129 供試体作成時及び脱型後の養生 条件：温度23±2℃、湿度50±5%	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下	摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢28日、10時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.5以下、 HPFRCC：2.5以下	凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 試験条件：凍結融解300サイクル	相対動弾性係数85%以上	粗度係数		0.012以下	
種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの種 類による記号	使用目的																																											
無筋コンクリート	18	8	40	65 以下	BB	底版コンクリート																																											
品 質 管 理	試 験 方 法	規 格 値																																															
付着強度	JSCE -K531 (-2013)	1.5N/mm ² 以上 (多湿条件)																																															
打設有効時間		3 時間																																															
試 験 方 法 等		規 格 値																																															
促進中性化試験	JIS A 1153 促進期間 4週間	中性化深さ 5mm以下 (中性化速度係数18mm/√年以下)																																															
付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件： 供試体作成後、温度20±2℃、 相対湿度60±10% 7日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数10サイクル	各試験条件における付着強度 標準条件：1.5N/mm ² 以上 多湿条件：1.5N/mm ² 以上 低温条件：1.5N/mm ² 以上 水中条件：1.0N/mm ² 以上 乾湿繰り返し条件：1.0N/mm ² 以上 温冷繰り返し条件：1.0N/mm ² 以上																																															
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28日養生)	21.0 N/mm ² 以上																																															
長さ変化率試験	JIS A 1129 供試体作成時及び脱型後の養生 条件：温度23±2℃、湿度50±5%	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下																																															
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢28日、10時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.5以下、 HPFRCC：2.5以下																																															
凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 試験条件：凍結融解300サイクル	相対動弾性係数85%以上																																															
粗度係数		0.012以下																																															

項 目	内 容	摘 要														
2 見本又は資料提出	受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が指示した場合は、これに応じなければならない。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績書、粒度分布表</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>示方配合表、試験成績書</td></tr><tr><td>管材類</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>プライマー</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>表面被覆材</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>その他資材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表	コンクリート	示方配合表、試験成績書	管材類	カタログ、試験成績書	プライマー	カタログ、試験成績書	表面被覆材	カタログ、試験成績書	その他資材	カタログ、試験成績書等	
材 料 名	提 出 物															
石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表															
コンクリート	示方配合表、試験成績書															
管材類	カタログ、試験成績書															
プライマー	カタログ、試験成績書															
表面被覆材	カタログ、試験成績書															
その他資材	カタログ、試験成績書等															
3 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr><tr><td>管 材</td><td>外観、寸法</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>スランプ、空気量、 塩化物含有量</td><td>構造物打設前 (種類毎の初回)</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>外観、寸法等</td><td>搬入時抽出検査</td></tr></table>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	管 材	外観、寸法	搬入時抽出検査	生コンクリート	スランプ、空気量、 塩化物含有量	構造物打設前 (種類毎の初回)	その他主要材料	外観、寸法等	搬入時抽出検査			
材 料 名	検査・試験項目	備 考														
管 材	外観、寸法	搬入時抽出検査														
生コンクリート	スランプ、空気量、 塩化物含有量	構造物打設前 (種類毎の初回)														
その他主要材料	外観、寸法等	搬入時抽出検査														
第9章 施工																
1 一般事項																
(1) 基準点	本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。															
(2) 中間技術検査	1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。															
(3) 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、また、工事区間の中に設計図書に明示していない既設構造物が発見された場合、撤去復旧を必要に応じ追加することがある。															
(4) 設計図書の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。															

項 目	内 容	摘 要																			
2 再生資源等の利用 (1)建設副産物	1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。																				
3 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。 <table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>建設発生土 (砂質土)</td><td>(株)ミナミ農園</td><td>和歌山県岩出市今畑字横谷596番地の1</td><td>8:00 ～ 17:00</td><td>—</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>(株)ヴァイオス</td><td>和歌山県紀の川市桃山町調月2822番6他1筆</td><td>9:00 ～ 17:00</td><td>中間処理施設</td></tr></table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	建設発生土 (砂質土)	(株)ミナミ農園	和歌山県岩出市今畑字横谷596番地の1	8:00 ～ 17:00	—	廃プラスチック	(株)ヴァイオス	和歌山県紀の川市桃山町調月2822番6他1筆	9:00 ～ 17:00	中間処理施設					
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																	
建設発生土 (砂質土)	(株)ミナミ農園	和歌山県岩出市今畑字横谷596番地の1	8:00 ～ 17:00	—																	
廃プラスチック	(株)ヴァイオス	和歌山県紀の川市桃山町調月2822番6他1筆	9:00 ～ 17:00	中間処理施設																	
4 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><th rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体</th><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程ごとの作業内容及び解体	工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び解体	工 程		作業内容	分別解体等の方法																	
	①仮設		仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																	
	②土工		土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																	
	③基礎		基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																	
	④本体構造		本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																		

項 目	内 容				摘 要
	方 法	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
5 土工 (1) 掘削	1) 表土剥 耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、15cm程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。 なお、表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。				
	2) 掘 削 ①掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するものとする。 ②掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 ③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。				
(2) 埋戻し及び盛土	埋戻し及び盛土は、現地発生土を使用するものとし、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工するものとする。区分毎の詳細は以下のとおりとする。 1) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度85%以上となるよう締固めを行わなければならない。 2) 路肩盛土等その他の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度85%以上となるよう締固めを行わなければならない。				
6 下地処理工 (1) 高圧洗浄工	1) 施工に先立ち、監督職員立会いのもと、下表に示す条件で試験施工を行い、コンクリート表面の泥や藻、苔、油脂類等の付着物及び、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去できることを確認しなければならない。 また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。 表面被覆工施工箇所では、単軸引張試験により個々又は平均1.0N/mm ² 以上の付着強度について満足する下地面が確保できることを確認するため、下表のとおり試験施工を行うものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細等を記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。 なお、所定の付着強度を確保できない場合は、監督職員と協議のうえ、洗浄圧力もしくは洗浄時間を変更し試験を継続するものとする。				
	①高圧洗浄試験施工				
	施工箇所・範囲	洗浄圧	洗浄時間	測定地点・位置・箇所	
	表面被覆施工部 (両側壁・底版) 各部位 1 m ²	30MPaの洗浄圧 ※吐出水量最大 78L/分を想定	3 分 間 / m ² を想定	3 地点 (施工上流部・中間部・下流部) について、3箇所 (左右側壁及び底版)、1箇所 当たり 3 個測定する。	
	②下地処理後の付着強度試験を以下により実施するものとする。 なお、位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。				

項 目	内 容		摘 要												
7 表面被覆工		<table><tr><th>項目</th><th>下地処理後</th></tr><tr><td>試験位置</td><td>500㎡ごとに3箇所</td></tr><tr><td>施工箇所 (1地点当たり)</td><td>左右側壁：各1箇所 底版：1箇所</td></tr><tr><td>施工範囲 (1箇所当たり)</td><td>3個</td></tr><tr><td>調査方法</td><td>単軸引張試験噴射圧力1ケース毎に左右側壁及び底版の全3箇所について、それぞれ3個の単軸引張試験</td></tr><tr><td>試験の規格値</td><td>側壁：個々の値が1.0N/㎟以上、 底版：3個の平均値は1.0N/㎟以上、かつ個々の値は0.85N/㎟以上。</td></tr></table>	項目	下地処理後	試験位置	500㎡ごとに3箇所	施工箇所 (1地点当たり)	左右側壁：各1箇所 底版：1箇所	施工範囲 (1箇所当たり)	3個	調査方法	単軸引張試験噴射圧力1ケース毎に左右側壁及び底版の全3箇所について、それぞれ3個の単軸引張試験	試験の規格値	側壁：個々の値が1.0N/㎟以上、 底版：3個の平均値は1.0N/㎟以上、かつ個々の値は0.85N/㎟以上。	
	項目	下地処理後													
	試験位置	500㎡ごとに3箇所													
	施工箇所 (1地点当たり)	左右側壁：各1箇所 底版：1箇所													
	施工範囲 (1箇所当たり)	3個													
	調査方法	単軸引張試験噴射圧力1ケース毎に左右側壁及び底版の全3箇所について、それぞれ3個の単軸引張試験													
	試験の規格値	側壁：個々の値が1.0N/㎟以上、 底版：3個の平均値は1.0N/㎟以上、かつ個々の値は0.85N/㎟以上。													
	2) 高圧洗浄用水	洗浄水は近隣の生コンクリート工場から補給（運搬）するものとするが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。													
	3) 高圧洗浄作業	高圧洗浄機のノズルを操作する作業員は、高圧洗浄機を熟知した者が作業するとともに、防護メガネ、防護服、防護靴等を装着して作業するものとする。													
	4) コンクリート殻処理	高圧洗浄後に発生するコンクリート片等については、集積後所定の処理施設に搬出するものとする。また、処理数量についても、監督職員に報告しなければならない。 なお、高圧洗浄作業において、汚泥等が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。													
1) 表面被覆材の配合等	使用する被覆材の配合については事前に監督職員の承諾を得るものとする。 プライマーを用いる場合は、ローラー、刷毛、吹付機械等を用い、既設水路コンクリート表面の乾燥状態などに応じてあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。 なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。														
2) 不陸調整	高圧洗浄後に摩耗厚の確認を左右側壁及び底版に対し行う。その結果を基に、モルタルの不陸調整厚を監督職員と協議するものとする。 なお、不陸の調整は、表面被覆工に使用する材料とし、表面被覆工と一体的に行うものとする。														
3) 表面被覆工	ポリマーセメントモルタルを所定の配合にしたがって練り混ぜた後、吹付による場合は吹付機によりコンクリート表面に被覆し、左官仕上げを行う。左官仕上げは、コテにより空気が混入しないよう注意しながら、側壁及び底版に所定の厚さで塗り付けるものとする。 ただしこれらの作業はたるみ、ムラのないよう入念に仕上げを行うものとする。 また、ポリマーセメントモルタルの塗装厚については、その使用材料及び不陸調整厚等勘案の上、監督職員と協議し最終決定するものとする。 以上の作業において、打ち継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打ち継ぎ有効時間内に終了させなければならない。 なお被覆材が目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。														

項 目	内 容	摘 要														
	表面被覆工の施工は、吹付機による施工を計画しているが、現場条件等により変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 施工過程で生じる塗り継部は、劣化原因の弱部となり得るので、雨水等の侵入防止を踏まえた手順により施工するものとする。 また、表面被覆工について圧縮強度試験及び付着強度試験を以下により実施するものとする。 なお、位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>工種</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験基準</th></tr><tr><td rowspan="2">表面被覆工 (無機系)</td><td>圧縮強度 (材齢28日)</td><td>JSCE-K 561</td><td>21.0N/mm² 以上</td><td>①試験体の作成：施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：500m²ごとに1回 ③試験体：円柱試験体（φ50mm×100mm）を1回につき3本採取 作成1日後に脱型し、材齢28まで20℃±2℃の水中養生</td></tr><tr><td>付着強度</td><td>短軸引張試験</td><td>個々の試験値が1.0N/mm²以上</td><td>表面被覆後500m²ごとに3箇所（左右側壁及び底版）、1箇所当たりの試験数は3個</td></tr></table> 4）表面仕上げ 養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラのないよう仕上げるものとする。 5）養生 表面仕上げ後は直射日光や強風により被覆表面に乾燥ひび割れ等が生じないように、必要に応じてシート等により養生を行わなければならない。 なお日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。またその対応方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。	工種	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	表面被覆工 (無機系)	圧縮強度 (材齢28日)	JSCE-K 561	21.0N/mm ² 以上	①試験体の作成：施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：500m ² ごとに1回 ③試験体：円柱試験体（φ50mm×100mm）を1回につき3本採取 作成1日後に脱型し、材齢28まで20℃±2℃の水中養生	付着強度	短軸引張試験	個々の試験値が1.0N/mm ² 以上	表面被覆後500m ² ごとに3箇所（左右側壁及び底版）、1箇所当たりの試験数は3個	
工種	試験項目	試験方法	規格値	試験基準												
表面被覆工 (無機系)	圧縮強度 (材齢28日)	JSCE-K 561	21.0N/mm ² 以上	①試験体の作成：施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：500m ² ごとに1回 ③試験体：円柱試験体（φ50mm×100mm）を1回につき3本採取 作成1日後に脱型し、材齢28まで20℃±2℃の水中養生												
	付着強度	短軸引張試験	個々の試験値が1.0N/mm ² 以上	表面被覆後500m ² ごとに3箇所（左右側壁及び底版）、1箇所当たりの試験数は3個												
8 コンクリート工	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。															
9 原形復旧工 (1) 耕地復旧	耕地の復旧に当たっては、圧密・沈下していることが予想されるため、設置した仮設備等の仮設物を撤去した後、事前に計測した床土高さを各地点で確認するものとし、床土高さが低くなっている場合は、監督職員と協議するものとする。															
第10章 施工管理																
1 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。															

項 目	内 容	摘 要																						
2 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。																							
3 施工管理の追加項目	施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は次によるものとする。 1) 出来形管理 直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。 ただし、工法により下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>工 種</th><th>項 目</th><th>管理基準値及び規格値</th><th>測定基準</th></tr><tr><td rowspan="2">表面被覆工 (無機系)</td><td>被覆厚さ</td><td>標準被覆厚さ：5mm 基準値：+3mm、-0mm 規格値：-0mm</td><td>施工延長概ね50mごとに1箇所 の割合で測定する。1箇所につき 左右側壁及び底版の3点を測定する。</td></tr><tr><td>面積</td><td>基準値：— 規格値：施工面積≧ 設計面積</td><td>全施工面積について、断面が 変化することにより展開図又は その他の方法により測定(求積)し、 確認する。</td></tr></table> 撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。 <table><tr><th>工 種</th><th>撮影基準</th><th>撮影箇所</th></tr><tr><td>下地処理</td><td>施工延長概ね50mにつき1 箇所の割合で撮影する。 50m未満は2箇所撮影する。</td><td>施工前後の表面状況、施工状況、 使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の 状況、付着強度試験の測定値(左右 側壁及び底版)を撮影する。</td></tr><tr><td rowspan="2">表面被覆工 (無機系)</td><td>施工延長概ね50mにつき1 箇所の割合で撮影する。 50m未満は2箇所撮影する。</td><td>施工状況、使用機械、使用材料の 配合、練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁及び底版において、被膜 厚さ、面積測定状況、付着強度試 験値を撮影する。</td></tr><tr><td>全1回</td><td>材料の総使用量がわかるものを 撮影する。</td></tr></table>	工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準	表面被覆工 (無機系)	被覆厚さ	標準被覆厚さ：5mm 基準値：+3mm、-0mm 規格値：-0mm	施工延長概ね50mごとに1箇所 の割合で測定する。1箇所につき 左右側壁及び底版の3点を測定する。	面積	基準値：— 規格値：施工面積≧ 設計面積	全施工面積について、断面が 変化することにより展開図又は その他の方法により測定(求積)し、 確認する。	工 種	撮影基準	撮影箇所	下地処理	施工延長概ね50mにつき1 箇所の割合で撮影する。 50m未満は2箇所撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、 使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の 状況、付着強度試験の測定値(左右 側壁及び底版)を撮影する。	表面被覆工 (無機系)	施工延長概ね50mにつき1 箇所の割合で撮影する。 50m未満は2箇所撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の 配合、練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁及び底版において、被膜 厚さ、面積測定状況、付着強度試 験値を撮影する。	全1回	材料の総使用量がわかるものを 撮影する。	
工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準																					
表面被覆工 (無機系)	被覆厚さ	標準被覆厚さ：5mm 基準値：+3mm、-0mm 規格値：-0mm	施工延長概ね50mごとに1箇所 の割合で測定する。1箇所につき 左右側壁及び底版の3点を測定する。																					
	面積	基準値：— 規格値：施工面積≧ 設計面積	全施工面積について、断面が 変化することにより展開図又は その他の方法により測定(求積)し、 確認する。																					
工 種	撮影基準	撮影箇所																						
下地処理	施工延長概ね50mにつき1 箇所の割合で撮影する。 50m未満は2箇所撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、 使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の 状況、付着強度試験の測定値(左右 側壁及び底版)を撮影する。																						
表面被覆工 (無機系)	施工延長概ね50mにつき1 箇所の割合で撮影する。 50m未満は2箇所撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の 配合、練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁及び底版において、被膜 厚さ、面積測定状況、付着強度試 験値を撮影する。																						
	全1回	材料の総使用量がわかるものを 撮影する。																						
4 工事現場等における遠隔確認について	1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。																							
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土 質 2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 7) 関係機関との協議																							

項 目	内 容	摘 要
第12章 公共事業 関係調査に 対する調査	8) その他監督職員が認めた事項 本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。	
第13章 その他 1 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副2部	
2 週休2日による施工	(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることで、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補	

項 目	内 容	摘 要																															
	正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>週単位の週休2日</td><td>月単位の週休2日</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>現場閉所1週間に2日以上</td><td>現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 （6）週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、以下の補正係数を適用するが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。 <table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">区分</th><th>補正係数</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>月単位</th></tr><tr><td>排水構造物工</td><td></td><td>1.02</td><td>標準単価</td></tr><tr><td rowspan="2">構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.02</td><td>〃</td></tr><tr><td>人力</td><td>1.02</td><td>〃</td></tr></table>		週単位の週休2日	月単位の週休2日	現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	名 称	区分	補正係数	備考	月単位	排水構造物工		1.02	標準単価	構造物とりこわし工	機械	1.02	〃	人力	1.02	〃	
	週単位の週休2日	月単位の週休2日																															
現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）																															
労務費	1.02	1.02																															
共通仮設費（率分）	1.05	1.04																															
現場管理費（率分）	1.06	1.05																															
名 称	区分	補正係数	備考																														
		月単位																															
排水構造物工		1.02	標準単価																														
構造物とりこわし工	機械	1.02	〃																														
	人力	1.02	〃																														
3 1日未満で完了する作業の積算	1）本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 本項目に関する積算基準は、 URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。 2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4）受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。																																

項 目	内 容	摘 要									
4 情報化施工技術の活用	(1) 適用 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工及び水路工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事(受注者希望型)である。 (2) 協議・報告 受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする (3) 使用する機器・ソフトウェア 情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 (4) 貸与資料 3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。 なお、貸与を受けた資料については、工事完成時まで監督職員へ返却しなければならない。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>貸与資料</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td>1</td><td>令和4年度 和歌山平野農地防災事業 西村支線水路実施設計業務</td><td>岡崎排水路編</td></tr> <tr> <td>2</td><td>図面CADデータ</td><td></td></tr> </table> (5) 確認及び検査 受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。 (6) 電子納品 受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。 (7) 情報化施工技術の活用に必要な費用 1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。 (8) 本特別仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。		貸与資料	備 考	1	令和4年度 和歌山平野農地防災事業 西村支線水路実施設計業務	岡崎排水路編	2	図面CADデータ		
	貸与資料	備 考									
1	令和4年度 和歌山平野農地防災事業 西村支線水路実施設計業務	岡崎排水路編									
2	図面CADデータ										
5 熱中症対策に係る費用の計上	(1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する施行工事である。 1) 遮光ネット(足場に設置するものに限る) 2) ドライミスト 3) 暑さ指数(WBGT値)の計測装置										

項 目	内 容	摘 要
第14章 定めなき事項	(2) (1) の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。 (3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL：https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。 この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	